



「富山県雇用対策協定」の締結について



富山県と富山労働局は、今後、地方創生を進めていくなかで連携を強化し、より一層、雇用対策を一体的に進めていくため、平成27年11月27日、「富山県雇用対策協定」を締結しました。

※雇用対策協定とは、国と地方自治体が一体となって、総合的に雇用対策に取り組むため、労働局長と地方自治体の首長が締結する協定です。

(平成27年11月24日現在で、47自治体(19都道府県、28市町)が締結。都道府県では東海・北陸地方では初めて。)

協定の内容

- ・ 富山県と富山労働局が、一体的かつ総合的な雇用政策を実現することを目的として協定を締結。
- ・ 富山県と富山労働局は、運営協議会を設置し、具体的な取り組みやその成果目標を定める実施計画を毎年度策定。
- ・ 富山県と富山労働局は、相互に要請ができ、要請に対しては誠実に対応。

協定のメリット

- ・ 地域の雇用問題のうち、県と労働局が連携・協力して重点的に取り組む課題の明確化・認識の共有。
- ・ 新たに「運営協議会」を設置し、県と労働局の間で日常的・継続的な連携を強化。
- ・ 協定の締結により、県と労働局は必要な要請を相互に行うことができ、要請に対しては誠実に対応。

今後の取り組み

- ・ 県が実施する産業施策・福祉施策と国が行う全国ネットワークを通じた職業紹介等の雇用施策が、それぞれの強みを発揮し、①若者・女性・高齢者等の活躍推進、②UIターン就職の促進、③人材育成等の推進等に取り組む。
- ・ 今後、運営協議会において、具体的な取り組み内容や実施方法を検討し、実施計画として取りまとめる。